

第7章 文化財を地域で活かし、発信する

1. 文化財を地域で活かし、発信することに関する現状と課題

(1) 文化財を地域の資源として観光・産業等に活用し、 地域経済の活性化につなげることに関する現状と課題

文化財の保存・活用にかかる世論調査の結果、本市の文化財や歴史文化の方向性として、「観光振興などによるにぎわいの創出」を挙げた割合は20%を越えるとともに、「国内外の知名度向上などによるまちのブランド化」を挙げた割合が約20%、「地域でのビジネスの活用」を挙げた割合が約9%となっています。また、本市の文化財や歴史文化をテーマに開催している市民歴史講座の参加者に対するアンケート調査でも同様の結果が出ており、文化財を地域の資源として観光や産業に活用することが期待されているといえます。

加えて、本計画の関連計画である富士市観光基本計画においても、本市の文化財や歴史文化を活かした施策や事業が挙げられており、具体的な観光や産業等への活用への取組が見られます。

しかしながら、世論調査などからは、今後の方向性として「文化財を現状のまま保存していくことを望む」ことを望む層もいることが明らかとなっており、文化財の積極的な活用に向けての理解が十分に得られているとはいえません。また、上記のような関連計画に掲げられた取組を、効果的に進めていく体制が十分に整えられているとはいえません。

(2) 文化財を核とする地域コミュニティを形成し、 まちづくりに活用することに関する現状と課題

文化財の保存・活用にかかる世論調査の結果、本市の文化財や歴史文化の方向性として、「みんながまちを好きになるように歴史文化を活用する（郷土愛を育む）」を挙げた割合は約40%にのぼるとともに、「イベントなどだけでなく、気軽に接することができる日常生活に寄り添った活用」を挙げた割合が約27%、「地区ごとの特色を生かしたまちづくり」を挙げた割合が約17%となっています。また、本市の文化財や歴史文化をテーマに開催している市民歴史講座の参加者に対するアンケート調査でも同様の結果が出ており、本市の文化財や歴史文化を核とした地域コミュニティを形成するとともに、まちづくりに活用することが期待されているといえます。

また、市内各地区が主体となって作成している「まちづくり行動計画」にも、文化財や歴史文化を活用した取組を掲げている地区があり、まちづくりと文化財や歴史文化は分けることができないものであるといえます。

しかしながら、地区内に文化財や歴史文化があっても、必要な調査や整備が行われておらず、地区住民も文化財に対する情報が不足していることから、文化財を把握できていないため、それらをまちづくりに活かすための準備が整っていない地区がみられるとともに、文化財担当部局と各地区との連携体制が十分に整えられているとはいえません。

(3) 文化財を地域教育の柱として、 学校教育や社会教育で活かすことに関する現状と課題

本市の学校教育や社会教育を推進するための計画である、富士市教育振興基本計画では、文化財や歴史文化の保存・活用が掲げられており、学校教育や社会教育の分野においても文化財が重要な要素となっています。

一方で、本計画の作成に合わせて実施した市内各地区の役員を対象としたアンケート調査や聞き取り調査、ワークショップなどからは、本市の文化財や歴史文化の持つ価値や重要性について、学校教育や社会教育の場面で十分に共有されていないことが指摘されています。このような意見を踏まえ、本計画では学校教育や社会教育との連携不足を課題として捉えています。

(4) 従来の方策に加えて、ICT の活用による市内外への文化財の 情報発信方法を確立することに関する現状と課題

現在、本市の文化財や歴史文化に関しては、所在地にある文化財の説明看板に加え、文化振興課や富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）、公共機関等で頒布する報告書やガイドブック、パンフレットなどを通して、その情報発信に取り組んでいます。加えて、市のウェブサイトでは、文化財の情報を掲載しているほか、富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）のウェブサイトでは、展示や体験に関する情報とともに、収蔵資料の紹介をおこなっています。また、他部署や他機関においても、文化財や歴史文化に関する看板を設置しているほか、パンフレット等も数多く発行されています。

しかしながら、看板に関しては、経年劣化により修理を必要とするものも多いほか、多様な主体により異なるデザインで設置されていることもあり、統一感があるとはいえません。また、看板の内容についても、該当する文化財そのものの情報が中心となっており、関連する文化財や歴史文化の情報について得ることは困難です。

加えて、文化財や歴史文化に関するパンフレットやガイドブックは充実しているものの、日本語で記されたものがほとんどで、外国語に対応したものは限られており、外国の人々が本市の文化財について知ることができる情報源はほとんど存在しないという課題があります。

さらに、市や博物館のウェブサイトと看板、パンフレット情報がリンクしておらず、文化財に関する新しい情報や詳細な情報を得ることができないという課題もあります。

(5) 各地区に文化財の保存・活用の地域拠点を設けることに関する現状と課題

本市には、小学校区とほぼ重なる 26 地区それぞれに設置されているまちづくりセンターが設置されており、地区の特性に応じたまちづくりの拠点となっています。それぞれの地区では、独自のまちづくり行動計画を策定しており、その計画の中には、文化財や歴史文化に関する取組を掲げているものがあり、まちづくりセンターが文化財の保存・活用の拠点の一つとなることが期待されます。

しかしながら、まちづくりセンターは、市民が利用することを前提として設置されたものであり、観光客のように市外から本市を訪れる人々のための施設として整備されているものではありません。また、必ずしもまちづくりセンターの近辺に将来的な保存・活用が期待される文化財が存在しているわけではなく、文化財の保存・活用の拠点整備が充分におこなわれている状況とはいえません。今後、まちづくりセンターをどのように利用するのかも含め、文化財の保存・活用の拠点となる施設のあり方についても検討していく必要があります。

(6) 文化財の保存・活用の拠点の一つとして、 博物館のさらなる充実を図るに関する現状と課題

富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）は、昭和 56(1981)年に開館して以降、本市の文化財や歴史文化に関する資料の収集・保管、展示、教育普及等の事業を実施してきました。また、博物館が所在する広見公園内のふるさと村歴史ゾーンには市内の歴史的建造物等の移築復原（復元）を継続的に実施しています。さらに、平成 6(1994)年には、広見公園に接する場所に、分館である歴史民俗資料館を設置しています。

平成 28(2016)年には、4ヶ年にわたる富士市立博物館の大規模な展示リニューアルが終了し、「富士に生きる」という大きなコンセプトのもとで、富士山南麓を舞台としたかぐや姫の伝承や、信仰の山である富士山の姿を地域に根差した観点から紹介する展示を中心とした施設へと生まれ変わりました。

こうした整備を経て、博物館を中心とするエリアは、本市の文化財や歴史文化を知ることができる拠点として、地域の人々のみならず、市内の多くの人々に親しまれていることが、世論調査やアンケート調査の結果から明らかとなっています。

しかしながら、ふるさと村歴史ゾーンに移築復原（復元）されている歴史的建造物の多くは、今後想定されている巨大地震に対する耐震強度を有しておらず、建造物を活用した取組が充分におこなわれているとはいえません。加えて、ふるさと村歴史ゾーンの歴史的建造物全体の保存・活用計画を作成していないことから、将来にわたる保存・活用の方向性が打ち出されていません。

さらに、博物館の附属施設である実習室や工芸棟は昭和 56(1981)年の開館当初の施設であることから、老朽化が進んでいるとともに、分館の歴史民俗資料館については、平成 6(1994)年の設置以来、大規模なリニューアルは実施されておらず、展示施設等が老朽化していることに加え、バリアフリーの設備が設置されていないという課題を有しています。

2. 文化財を地域で活かし、発信するための方針

(1) 文化財を地域の資源として観光・産業等に活用することで、 地域経済の活性化につなげる

保存にも十分に留意したうえで、文化財が地域の重要な資源となり得ることを、各種普及啓発事業により広く伝えていく取組を実施するとともに、観光や産業関連の事業との連携を進め、文化財を活かした地域経済の活性化を目指します。

(2) 文化財を核とする地域コミュニティを形成し、 まちづくりに活用する

文化財の保存・活用にあたっては、地域のコミュニティの力が重要となってくることから、各地域の文化祭や祭礼・イベントといった文化財を活用した活動に対する支援をおこなうとともに、文化財を活用して異なる世代間が交流することができる事業に対する支援をおこないます。

また、地域の文化財の保存や活用に直接携わっている団体やボランティア組織と連携しながら、それぞれの地域の文化財を、それぞれの地域の人々で保存・活用していく仕組みを作り、市民・団体・行政が一体となった活動を進めます。

(3) 文化財を地域教育の柱として、学校教育や社会教育で活かす

将来的な文化財の保存・活用の担い手である児童・生徒が文化財を身近なものとして感じ、文化財とともに生きるまちに対する意識を向上させるため、教員へのサポートも含めて、学校教育との連携を進めます。

それとともに、社会教育とも連携した事業を実施し、文化財に対する興味・関心を持つ社会人を増やし、文化財の保存・活用のための人材を育成する取組を進めます。

(4) 従来の方に加えて、ICTの活用による市内外への文化財の 情報発信方法を確立する

従来の情報発信手段（看板・パンフレット・ガイドブック、ウェブサイト等）を見直し、市内各所の文化財へ来訪しやすい環境を整え、現地を訪れた来訪者の利便性を高めるために取組を推進します。

また、現在は多様な種類が見られる文化財説明板のデザインを統一するとともに、外国からの来訪者にも文化財の情報を伝えることができるように、多言語化を進めていきます。あわせて、先端技術を活用しながら、看板情報とAR情報とのリンクを図り、個々の文化財や関連する情報について知ることができる環境を整えます。

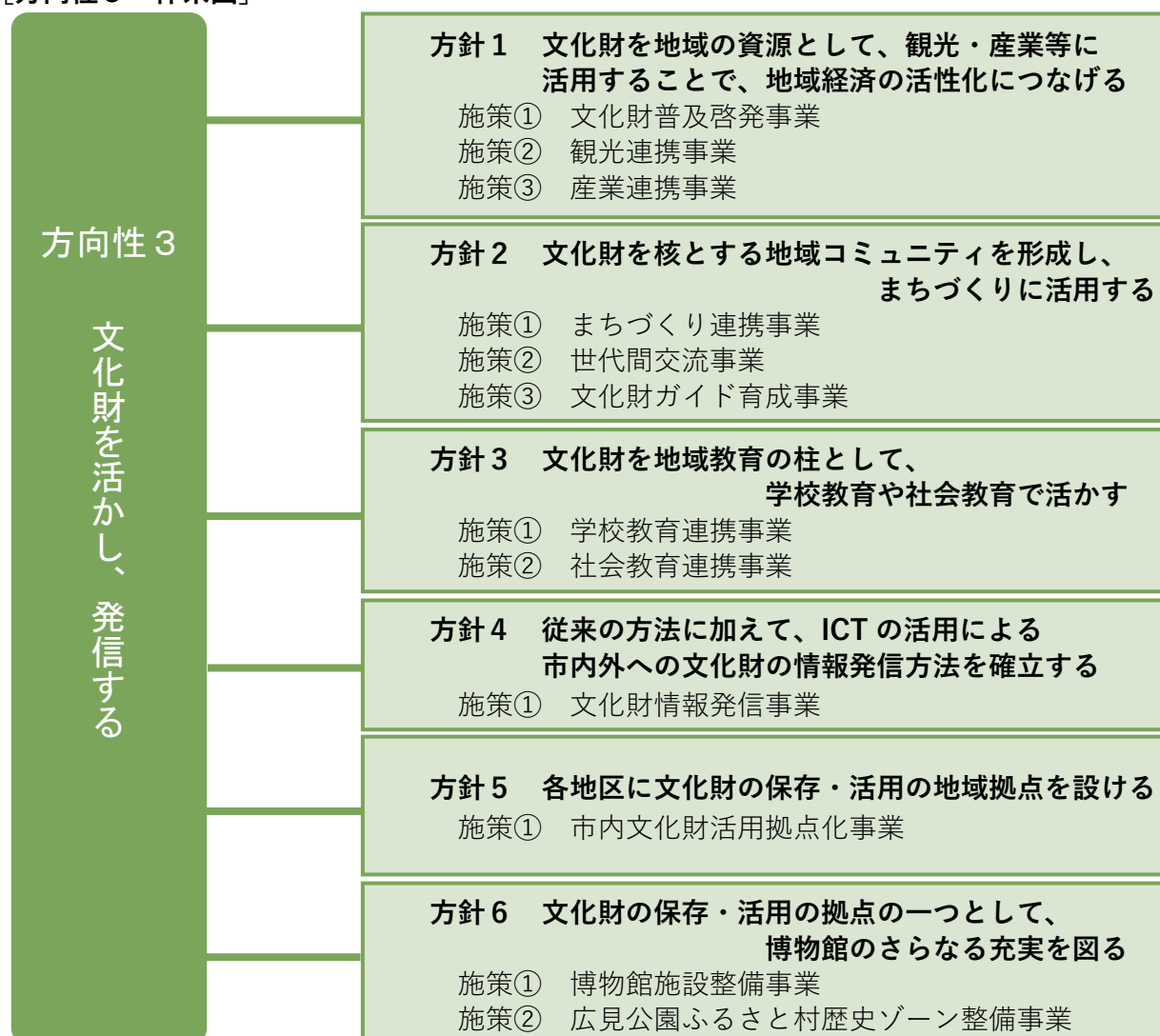
(5) 各地区に文化財の保存・活用の地域拠点を設ける

文化財を地域の重要な資源として、観光や産業の分野においても活かしていくために、地域の人々や来訪者の利便に供する拠点を整備します。この整備にあたっては、行政が直接新規施設を設置することを前提とするのではなく、既存の公共施設の改修やPFI（民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法）などの手法も検討します。

(6) 文化財の保存・活用の拠点の一つとして、博物館のさらなる充実を図る

富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）および、広見公園歴史ゾーン、歴史民俗資料館（分館）の整備をおこない、文化財の保存・活用の主要拠点としての機能の充実を進めます。特に、老朽化が進んでいるといったことや、耐震強度が不足しているといった、現状では活用が困難な建造物・施設等について将来的な保存と活用の方向性を定め、計画に基づいた整備に取り組みます。

[方向性3 体系図]



3. 文化財を地域で活かし、発信するための措置（施策）

文化財を地域で活かし、発信するため、以下の措置を実施します。標記した事業を行うことで、さまざまな文化財を周知し、文化財の保存・活用を推進します。

(1) 文化財を地域の資源として観光・産業等に活用することで、地域経済の活性化につなげるための措置（施策）

事業名	取組主体					財源	取組年度			
	市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031	
①文化財普及啓発事業										
歴史講演会や講座、学術シンポジウムを企画・実施する。また、文化財の公開や文化財を活用した体験事業などを実施する。										
37	文化財シンポジウム					○ 国市	←	→		
当市の文化財に関連する最新の研究成果に基づくシンポジウムを開催し、文化財を保存することの重要性に加えて、観光や産業等に活用することの可能性について広く伝えていく。										
38	市民歴史講座					○ 社 市	←	→		
観光や産業等にも活用していくことを念頭に、当市の文化財や歴史文化の特徴に応じたテーマを設定した5回程程度の連続講座を開催し、本市ならではの文化財の特徴について広く伝えていく。										
39	博物館展観事業					○ 国市	←	→		
博物館での展示を通じて、当市の文化財や歴史文化が地域の貴重な資源であることを、市内外の人々に広く伝える。										
40	博物館体験事業			○		○ 市	←	→		
古代体験や手すき和紙体験、旧稲垣家住宅を活用した音楽会・炊飯体験といった、博物館での体験事業を通じて、当市の文化財や歴史文化が地域の貴重な資源であることを市内外の人々に広く伝える。										
②観光連携事業※富士市観光基本計画に基づく										
観光分野との連携により、文化財を活用したイベントの開催や、文化財を利用した新たな商品等の開発をおこなう。また、文化的につながる沼津市・富士宮市・静岡市といった隣接市町との広域的な取組を推進する。										
41	茶畑保存による景観保存		○	○		○ 観農 市	←	→		
大淵笹場の富士山と茶畑の風景は、当市独特の観光スポットとなっているが、茶畑を管理する後継者不足等の課題に直面しており、美しい景観を維持するための取組が必要といえる。 このため、茶畑の景観保全と写真愛好家やツアーバスなどの受入対応については、大淵地区と協働した取組を進めたことに加え、受入環境の整備として観光バス駐車場やトイレなどを設置している。 今後も引き続き、茶園の維持管理と受入対応について地域と連携して取り組むとともに、富士山と茶畑の絶景ポイントとしてのPRを積極的に展開することで、景観を守りながら、その担い手である後継者の育成に努める。										

	事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
42	富士山登山ルート 3776 の活用と PR			○		○ 観	市	← 2022-2024 →	← →	← →
<p>当市は、海拔0mから富士山のほぼ9合目にあたる約3,680mまでを有するとともに、富士山や富士登山にまつわる史跡・名勝といった、数多くの立ち寄りスポットが点在している。富士山の世界文化遺産登録を契機に、文化的側面に着目した本市ならではの取組として、「鈴川の富士塚」および「ふじのくに田子の浦みなと公園」の2か所を起点とした「富士山登山ルート3776」を設定。挑戦者は年々増加しており、外国人挑戦者をはじめとした新たな観光客の掘り起こしにも成功している。</p> <p>今後も安全・安心な挑戦にむけた挑戦者の受入環境の整備を進めるとともに、国内外に向けたプロモーションや、研修での活用、メディアへのPRによる誘客促進を図る。</p>										
43	紙のまちの情報発信	○		○		○ 観産	市	← 2022-2024 →	← →	← →
<p>トイレットペーパーの生産量日本一を誇る本市にとって、紙産業は欠かすことができない財産であり、当市を特徴付ける産業である。現在、“紙のまち”のPRを目的とした「富士山紙フェア」等のイベントが定期的に開催されているほか、富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）においても“紙のまち”富士市にまつわる展示をおこなっている。こうした、“紙のまち”富士市を、市民や来訪者に知ってもらい、楽しんでもらう機会を創出するため、ふじ・紙のアートミュージアム等の紙関連の施設などについて積極的に情報発信をおこなう。</p>										
44	岳南電車の活用	○	○	○		○ 観都	市	← 2022-2024 →	← →	← →
<p>全長9.2kmの岳南電車は、まちなかや工場地帯を走ることから、間近に迫る景色やまちなみ、昔懐かしい車両や駅舎、車窓の風景といった、レトロ感と沿線との調和が魅力であり、日本で唯一、全駅から富士山を望むことができる鉄道路線である。その魅力から、テレビドラマや映画、CMなどの撮影が行われるなど、全国的にも注目を集めている。また、夜景電車に代表されるイベント電車の運行や、地域イベントに駅やホームが活用されるなど、市民にとっても親しみのある鉄道となっている。</p> <p>今後も、国登録有形文化財（建造物）に登録された本吉原駅のプラットホームおよび上屋に加えて、沿線に点在する工場の夜景や湧水スポットといった他の魅力と掛け合わせて発信することで、岳南電車の観光的価値を高めていく。</p>										
45	岩本山・雁堤の活用	○		○		○ 観	市	← 2022-2024 →	← →	← →
<p>岩本山公園は、春の桜、初夏の紫陽花、秋の紅葉、冬の梅など、四季を彩る自然が楽しめる公園であり、例年2月から4月にかけては、“梅”、“桜”、“富士山の眺望”にスポットを当てたイベント「絶景★富士山まるごと岩本山」を開催するなど、多くの観光客が訪れている。</p> <p>また、雁堤は、3月下旬から4月上旬には桜、9月下旬にはコスモスが咲き誇り多くの写真愛好家が訪れるスポットであり、毎年10月には投げ松明で有名な「かりがね祭り」が開催されてきた。今後も、花見関連イベントと連動させたプロモーション、市内の周遊を促す宣伝、受入環境の向上を図る。</p>										
46	歴史公園・自然公園の活用	○		○		○ 観み	市	← 2022-2024 →	← →	← →
<p>市内には、「竹取物語」発祥の地として知られる竹採公園や、富士山南麓の江戸時代古民家、長屋門、明治時代の洋館などが移築復原（元）されている広見公園など、歴史をテーマとした公園が整備されている。さらに、吉原公園では、富士山信仰の拠点の一つでもあり、地域の領主でもあった富士山東泉院に関連する文化財を活用した公園づくりをおこなっている。</p> <p>また、浮島沼の湿原を保存するための浮島ヶ原自然公園、自然休養林の中でキャンプ利用も可能な丸火自然公園などの自然公園や、まちの中心にありながら、自然と豊かな緑を満喫できる中央公園など、各種の公園が存在している。こうした公園の魅力を発信するとともに、各種団体等と連携したイベントの企画・実施に取り組むなど、各公園の特性を活用した誘客促進を図る。</p>										

	事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和 4～7 2022～2025	中期 令和 8～10 2026～2028	後期 令和 11～13 2029～2031
47	富士川・松野地区等の文化財の活用	○		○		○ 観	市	← 2022-2024 →		
<p>富士川・松野地区には指定、登録文化財の建造物や舟運・渡船に係る旧跡などの歴史的な資源が豊富に存在している。これまで当市では、これらを巡るイベント等への支援を行うとともに、誘客性の高い素材の確認や、隠れた観光資源の掘り起こしを行い、ガイドマップの作成などに取り組んでいる。</p> <p>また、吉原地区には東海道の宿場跡や富士山信仰に関わる寺院跡、根方街道沿いには多数の遺跡や古墳が所在するなど、市内各地区にも歴史資源が豊富に存在していることから、古谿荘に代表される富士川・松野地区の歴史資源の活用にくわえ、須津古墳群といった各地区の文化財の保存・活用を図りながら、必要な整備を進めるとともに、観光客等へのPRに努める。</p>										
48	市内のまつり等のPR	○		○		○ 観	市	← 2022-2024 →		
<p>当市では、年間を通じて各種の祭事・イベントが数多く開催されている。なかでも、趣向を凝らした屋台が曳き回される「吉原祇園祭」、富士本町周辺を舞台とした「甲子神社祭典」、日本三大だるま市のひとつとして知られ、市内外から数多くの参拝客が訪れる「毘沙門天大祭」のほか、市民に定着している「富士まつり」「あっぱれ富士」などが集客性の高い代表的なイベントであり、当市の観光振興に大きく寄与している。今後も、SNSやウェブサイト等を活用し、市民に定着しているイベントについての情報発信を強化し誘客の促進に努める。</p>										
<p>③産業連携事業</p> <p>産業分野との連携により、文化財を活用したイベントの開催や文化財を利用した新たな商品等の開発をおこなう。また、文化的につながる沼津市・富士宮市・静岡市といった隣接市町との広域的な取組を推進する。</p>										
49	地元特産品のPR強化 (富士ブランド認定事業)	○		○		○ 産	市	← →		
<p>当市には「富士山のめぐみ」を活かした多くの特産品があるが、富士商工会議所では、本市を中心とする地域の素材や名勝・歴史を活かして生産された工業製品・農林水産品や特徴あるサービスなどを『富士ブランド』として位置付け、全国に発信することで地域振興と産業の活性化を目指す取組を実施している。こうした取組に対する支援を通して、当市の文化財や歴史文化のより効果的な発信へとつなげる。</p>										
50	文化財関連グッズの製作	○		○		○	市	← →		
<p>当市の観光施設等では、富士山をモチーフにした多くの土産物などが販売されており、こうしたグッズを通して、その美しさや普遍的な価値が広く発信されている。当市には、富士山に限らず、独自の特徴を持つ文化財や歴史文化が存在していることから、市内の事業所等と協働し、それらをモチーフにしたグッズの製作を検討する。</p>										

※ 社：社会教育課、観：富士山・観光課、農：農政課、産：産業政策、都：都市計画課、み：みどりの課

(2) 文化財を核とする地域コミュニティを形成し、 まちづくりのコンテンツとして活用するための措置（施策）

	事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
①まちづくり連携事業										
各地区のまちづくり協議会と連携し、地域に所在する文化財を活用したイベントを開催することで、文化財の地域資源としての認識を高め、文化財を核としたまちづくりへの機運を高める。										
51	地区文化祭への支援	○		○		○ま	市	←————→		
市内26地区それぞれに設置されているまちづくりセンターを中心に、10月から11月にかけて、地域の手により、地区文化祭が開催されており、多くの人々が参加している。この地区文化祭の中では、それぞれの地区の文化財を題材にした展示等が実施されていることから、文化財や歴史文化に関する情報提供や共同調査などの支援を通じて、地域の人々の文化財に対する興味や関心を向上させる。										
52	地区の祭礼・イベントへの支援	○		○		○ま	市	←————→		
当市では、8月を中心に、市内各地で古くからの夏祭りを引き継ぐイベントがおこなわれているほか、6月から7月にかけてはオテンノウサン、1月にはどんど焼きといった形で古くから受け継がれてきた祭礼が実施されている。 また、地域の文化財や歴史文化を活用したイベントが実施されている地区もみられることから、文化財や歴史文化に関する情報提供などの支援をとおして、地域の祭礼に対する興味や関心を高め、次世代への確実な継承を図る。										
②世代間交流事業										
文化財を活用して異なる世代間の交流を図る事業を企画する。										
53	文化財を活かした三世交代事業	○		○		○ま	市	←————→		
③文化財ガイド育成事業										
文化財に関する団体・組織等と連携をとりながら、それぞれの地域の文化財を案内することができる組織を立ち上げ、運営する。										
54	文化財ガイド育成事業	○		○		○	市	←————→		

※ま：まちづくり課

(3) 文化財を地域教育の柱として、 学校教育や社会教育で活かすための措置（施策）

	事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
①学校教育連携事業										
小中学校を対象とした体験事業や出前授業の実施のほか、社会科で利用する副読本を作成し、子どもたちが地域の文化財に興味関心を持つための機会を提供する。										
55	小中学校社会科副読本の改訂					○学	市	←————→		
児童、生徒に配布される社会科副読本について、本計画で取り上げた当市の文化財や歴史文化の特徴をより効果的に伝え、多くの児童・生徒が本市の文化財や歴史文化に興味を持つことができるように、学校教育の現場とも調整を取りながら、改訂作業を随時実施する。										

	事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和 4～7 2022～2025	中期 令和 8～10 2026～2028	後期 令和 11～13 2029～2031
56	出前授業・資料の貸し出し					○学	市	←————→		
博物館で所蔵する資料を活用した出前講座や、実物資料の貸し出しを通して、より効果的な学校教育に貢献するとともに、実物資料に触れることで、多くの児童・生徒に当市の文化財に対する興味を持ってもらう機会を提供する。										
57	博物館施設等見学対応					○学	市	←————→		
博物館には、市内の小学校の生徒の多くが見学に訪れており、当市の文化財や歴史文化に触れる重要な機会の一つとなっている。こうした見学に対応する体制を維持するとともに、現状では見学数が少ない中学生の見学数の増加のための検討や受け入れ体制の検討を進める。										
58	調べ学習のサポート	○				○	市	←————→		
小中学生の学習の中で、博物館等における調べ学習を実施する機会に対して、適切に対応し、当市の文化財や歴史文化に対する情報を伝える。										
59	教員研修の受け入れ					○	市	←————→		
例年博物館で受け入れている市内小学校の教員研修について適切に対応し、研修プログラムにおいて、本計画や当市の文化財や歴史文化に対する情報提供を盛り込むことで、学校教育の現場においても活用するための素材を提供する。										
②社会教育連携事業										
地域への出前講座の実施、文化財見学ツアー等を実施し、地域住民の文化財への理解、愛着を深める機会を提供する。										
60	まちづくりセンター講座					○社	市	←————→		
社会教育の一環として、市民の学習意欲に応えることを目的に実施されているまちづくりセンター講座には、本市の文化財や歴史文化に関するプログラムも含まれている。講座を通して当市の文化財や歴史文化の特徴を多くの人々に伝えるとともに市民が文化財の保存や活用への参画に興味を持つ機会を提供する。										
61	市政いきいき講座					○社	市	←————→		
社会教育の一環として、本市の業務内容や専門知識の紹介を講座形式で提供する市政いきいき講座には、本市の文化財や歴史文化に関するプログラムも含まれている。講座を通して、当市の文化財や歴史文化の特徴を多くの人々に伝えるとともに、本計画に掲げられた文化財の保存・活用に関する多様な取組を紹介することで、市民が文化財の保存や活用への参画に興味を持つ機会を提供する。										

※ 学：学校教育課、社：社会教育課

(4) 従来の方法に加えて、ICT の活用による市内外への文化財の情報発信方法を確立するための措置（施策）

	事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
文化財情報発信事業										
文化財パンフレット、ガイドブックの作成や ICT を活用した情報発信をおこない、文化財の魅力を広く共有することで、文化財の保存・活用に向けた環境整備に取り組む。あわせて、文化財を説明する看板の新規設置とともに、既存の説明板の改修を実施し、見学時に文化財の内容を知ることができるように整備を進める。また、統一したデザインや多言語化を進めることで、来訪者の利便性を高めていく。										
62	文化財パンフレット・ガイドブックの作成			○		○	国市	←—————→		
本計画に記した当市の文化財や歴史文化の特徴、それらに基づく各種ストーリーに対応した文化財ガイドブックやパンフレットを作成・配布することで、当市の文化財についての積極的な情報発信をおこなう。また、市内外の外国の人々に向けたガイドブックやパンフレットが限定されていることから、文化庁の補助事業である文化財多言語解説整備事業の活用も念頭に入れ、ガイドブック・パンフレットの多言語化の検討を進める。										
63	文化財に関する市ウェブサイトの見直し					○シ	市	←————→ 2022-2023		
現在の当市のウェブサイト内の文化財関連ページにおいては、個別の文化財や、ストーリーを形成する文化財群等についての情報提供が限られていることから、博物館のウェブサイトとの結合も含めた見直しを実施し、本計画に掲げた文化財や歴史文化の特徴、それらに基づくストーリーの情報を掲載することで、市内外の人々が当市の文化財を見学する際に活用できる体制を整える。										
64	スマートフォン用文化財ポータルサイトの開設			○		○シ	国市	←————→ 2023-2024		
当市の文化財の多くには、案内看板が併設されており文化財の情報についての簡単な情報を得ることができるが、その文化財に関連するストーリーや関連する文化財の情報や位置を知ることができない。こうした情報について、文化財ポータルサイト内に掲載し、その情報をコード化したものを看板等に設置、スマートフォン等で読み込むことで、ストーリーや位置情報等を手に入れることができるシステムを構築する。なお、本事業に関しては、文化庁の補助事業である先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業の活用も検討する。										
65	統一されたデザインによる説明板の設置と改修		○	○		○	市	←—————→		
文化財や歴史文化に関する説明板の中には、老朽化し、改修が必要なものがあるほか、異なる主体がそれぞれ異なるデザインで設置した説明板が存在していることから、統一感が失われている。こうした文化財や歴史文化に関する説明板の設置状況を確認したうえで、必要な看板の精査および、統一されたデザインでの設置や改修を計画的に進める。										

※シ：シティプロモーション課

(5) 各地区に文化財の保存・活用の地域拠点を設けるための措置（施策）

	事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
①市内文化財観光拠点化事業										
市内文化財施設や、文化財の周辺にある公共施設等を観光拠点の一部として整備する。										
66	千人塚古墳 ポケットパーク整備			○	○	○	市	← 2025-2026 →		
富士市指定史跡千人塚古墳保存・活用計画に基づき、千人塚古墳の整備に合わせて、見学者の利便に供し、周辺の文化財の見学拠点となるポケットパークを設置する。ポケットパークの運営や維持管理については、地元団体等と協働しておこなう。										
67	古谿荘ガイダンス 施設整備		○		○	○	国市			← 2029-2031 →
重要文化財古谿荘保存・活用計画に基づく古谿荘の保存修理事業の終了後に、所有者の理解を得たうえで、公開活用施設となるガイダンス施設の整備についての検討をおこなう。なお、公開活用施設の整備にあたっては、文化庁の補助事業である文化財保存事業費の活用も検討する。										

(6) 文化財の保存・活用の拠点の一つとして、博物館のさらなる充実を図る

	事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
①博物館施設整備事業										
博物館の分館である歴史民俗資料館や、体験事業施設である博物館工芸棟や実習室等の整備を行い、利用者の利便性を高める。										
68	歴史民俗資料館の整備に向けた検討					○	市	← 2027-2028 →		
展示施設の老朽化、バリアフリーに対応していないなどの課題を抱える歴史民俗資料館の整備方針についての検討を進める。										
69	工芸棟・実習室の整備に向けた検討			○		○	市	← 2027-2028 →		
老朽化が進む体験施設である工芸棟や実習室の整備方針についての検討を進める。										
②広見公園ふるさと村歴史ゾーン整備事業										
市内に所在する歴史的建造物のうち、現地での保存・活用が困難なものについて広見公園ふるさと村歴史ゾーンへ移築復原することにより、歴史ゾーンの魅力を高めるとともに、指定文化財建造物の耐震化を実施することで、さらなる活用を図る。										
70	旧順天堂田中歯科医院 診療所兼主屋移築復元事業		○			○	国市	← 2027-2028 →		
所有者による管理が困難となり、当市が管理団体となった旧順天堂田中歯科医院診療所兼主屋（国登録有形文化財）については、老朽化が進み、早急な修理や適切な管理体制が求められていることから、文化庁の補助事業である地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボルの整備等）や地方創生推進交付金の活用も視野に入れ、さまざまな形で活用することを前提に、ふるさと村歴史ゾーン内への移築復原を進める。										

	事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
71	歴史ゾーン内建造物保存・活用計画作成事業	○		○	○	○ み	市	← 2025-2026 →		
<p>ふるさと村歴史ゾーン内に移築復原（復元）されている建造物群のうち、耐震強度の不足といった問題から、活用することができる施設は限られている。耐震強度が不足している建造物に対して、耐震補強工事を実施することで、さらなる活用が可能となり、ゾーン内のみならず、地区全体の活性化にもつながるが、計画的に事業を進めていくために、ゾーン内の建造物群についての保存活用計画を作成する。</p>										
72	歴史ゾーン内建造物耐震工事				○	○ 施	国 市	← 2027-2031 →		
<p>上記の建造物群に関する保存活用計画によってしめされた計画に基づき、建造物の耐震工事を実施し、さらなる活用へとつなげる。なお、本事業に関しては、地方創生推進交付金の活用も検討する。</p>										

※み：みどりの課 施：施設保全課

[本市文化財の保存・活用における課題・方針・措置（施策）]



保存と活用に関する方針

保存と活用に関する措置（施策）



[施策一覧表]

方向性 1 文化財を守り、活かす体制を作るための措置（施策）

(1) 行政と市民・団体との連携体制を構築するための措置（施策）

小事業名	取組主体					財源	取組年度			
	市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031	
①地域・各種団体連携事業										
1	富士市文化財保存活用協議会の開催	○	○	○	○	○	市			
2	富士市文化財保存活用地域圏の普及啓発	○	○	○	○	○	国・市			
②地域・各種団体交流事業										
3	文化財保存・活用活動中の報告会の開催	○	○	○	○	○	市			

(2) 行政内部および関係機関による推進体制を構築するための措置（施策）

①庁内および関係機関等との連携										
4	庁内および関係機関等との連携					○	市			
②組織改正と専門職員の配置										
5	組織改正と専門職員の配置					○	市			
③専門職員の資質向上										
6	専門職員の資質向上					○	市			

方向性 2 文化財を知り、未来につなぐための措置（施策）

(1) 行政と市民・団体との連携体制を構築するための措置（施策）

①建造物等調査事業										
7	昭和中期までの建造物把握調査		○		○	○	市			
8	石造文化財状況調査	○	○	○		○	市			
②彫刻・工芸品等調査事業										
9	富士山コレクション詳細調査					○	市	2022～2023		
10	彫刻・工芸品等把握調査	○	○		○	○	市			
③書跡・典籍古文書等歴史資料調査事業										
11	歴史資料把握調査		○			○	市			
12	小中学校校務日誌調査		○			○学	市	2022～2023		
13	六所家旧蔵資料（近代）調査					○	市			2027～2031
④民俗文化財調査事業										
14	市内祭礼状況調査	○		○		○	市	2024～2026		
15	生活文化(食文化)把握調査	○		○	○	○	市			2029
⑤記念物・名勝調査事業										
16	天然記念物（樹木）現況調査		○	○	○	○	市			
17	古籾荘庭園調査		○		○	○	国・市			2030～2031
⑥史跡調査事業										
18	浅間古墳の整備に先立つ発掘調査		○		○	○	国・県・市		2026	
19	史話や伝承に関わる史跡把握調査	○	○	○		○	市			
⑦埋蔵文化財調査										
20	開発にともなう埋蔵文化財の調査		○			○	国・県・市			
⑧その他の文化財調査事業										
21	文化的景観把握調査		○		○	○	市		2028	
22	まちなみ把握調査	○	○		○	○	市			2029
23	文化財の保存技術把握調査	○		○	○	○	市			2030
24	戦争遺跡の文化財としての取り扱いの検討		○		○	○シ	市		2027	

(2) 調査成果による文化財の適切な評価に関する措置（施策）

①文化財保護審議会の開催										
25	富士市文化財保護審議会の開催		○		○	○	市			
②文化財の指定・登録										
26	文化財の指定・登録		○	○	○	○	市			

(3) 文化財の内容・特徴・地域性に応じた保存に関する措置（施策）

①史跡等の整備事業										
27	須津古墳群整備事業	○	○	○	○	○	国・県・市	1期：2022～2026	2期：2027～2031	
②文化財の保存・活用・修理・技術継承事業										
28	手漉き和紙の技術伝承			○	○	○	市			
③文化財保存費補助事業										
29	指定文化財に対する補助事業		○			○	国・県・市			
30	登録文化財等に対する補助事業		○			○	国・市			
④古籾荘保存修理事業										
31	重要文化財古籾荘の保存修理に対する補助事業		○		○	○	国・県・市		2022～2030	

(4) 文化財を災害から守るための体制や制度の充実に関する措置（施策）

①文化財防災・防犯事業										
32	防犯対策事業	○	○	○		○	市			
33	地震対策・耐震対策事業	○	○	○		○防	市			
34	防火対策事業	○	○	○		○防消	国・県・市			
35	風水害・土砂災害対策事業	○	○	○		○防	市			

小事業名	取組主体					財源	取組年度		
	市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
②文化財レスキュー事業									
36	レスキュー資材の備蓄				○	市			

方向性3 文化財を地域で活かし、発信するための措置（施策）

(1) 文化財を地域の資源として観光・産業等に活用することで地域経済の活性化につなげるための措置（施策）

①文化財普及啓発事業									
37	文化財シンポジウム				○	国・市			
38	市民歴史講座				○社	市			
39	博物館展観事業				○	国・市			
40	博物館体験事業			○	○	市			
②観光連携事業（※富士市観光基本計画に基づく）									
41	茶畑保存による景観保存		○	○	○観農	市	2022-2024		
42	富士山登山ルート3776の活用とPR			○	○観	市	2022-2024		
43	紙のまちの情報発信	○		○	○観産	市	2022-2024		
44	岳南電車の活用	○	○	○	○観都	市	2022-2024		
45	岩本山・雁堤の活用	○		○	○観	市	2022-2024		
46	歴史公園・自然公園の活用	○		○	○観み	市	2022-2024		
47	富士川・松野地区等の文化財の活用	○		○	○観	市	2022-2024		
48	市内のまつりのPR	○		○	○観	市	2022-2024		
③産業連携事業									
49	地元特産品のPR強化（富士ブランド認定事業）	○		○	○産	市			
50	文化財関連グッズの製作	○		○	○	市			

(2) 文化財を核とする地域コミュニティを形成し、まちづくりのコンテンツとして活用するための措置（施策）

①まちづくり連携事業									
51	地区文化財への支援	○		○	○ま	市			
52	地区の祭礼・イベントへの支援	○		○	○ま	市			
②世代間交流事業									
53	文化財を活かした三世代交流事業	○		○	○ま	市			
③文化財ガイド育成事業									
54	文化財ガイド育成事業	○		○	○	市			

(3) 文化財を地域教育の柱として、学校教育や社会教育で活かすための措置（施策）

①学校教育連携事業									
55	小中学校社会副読本の改訂				○学	市			
56	出前授業・資料の貸し出し				○学	市			
57	博物館施設等見学対応				○学	市			
58	調べ学習のサポート	○			○	市			
59	教員研修の受け入れ				○	市			
②社会教育連携事業									
60	まちづくりセンター講座				○社	市			
61	市政いきいき講座				○社	市			

(4) 従来の方に加えて、ICTの活用による市内外への文化財の情報発信方法を確立するための措置（施策）

①文化財情報発信事業									
62	文化財インフレット・ガイドブックの作成			○	○	市			
63	文化財に関するウェブサイトの見直し				○シ	市	2022-2024		
64	スマートフォン用文化財ポータルサイトの開設			○	○シ	国・市	2023-2024		
65	統一されたデザインによる説明板の設置と改修		○	○	○	市			

(5) 各地区に文化財の保存・活用の地域拠点を設けるための措置（施策）

①市内文化財観光拠点化事業									
66	千人塚古墳ポケットパーク整備			○	○	市	2025-2026		
67	古鎧荘ガイドダンス施設整備		○		○	国・市		2029-2031	

(6) 文化財の保存・活用の拠点の一つとして、博物館のさらなる充実を図るための措置（施策）

①博物館施設整備事業									
68	歴史民俗資料館の整備に向けた検討				○	市		2027-2028	
69	工芸等・実習室の整備に向けた検討			○	○	市		2027-2028	
②広見公園ふるさと村歴史ゾーン整備事業									
70	旧順天堂田中歯科医院診療所兼主屋移築復元事業		○		○	国・市		2027-2028	
71	歴史ゾーン内建造物保存活用計画作成事業	○		○	○み	市	2025-2026		
72	歴史ゾーン内建造物耐震工事				○施	国・市			2027-2031

※本表の財源のうち国・県の記載があるものについては、令和3年10月時点で存在する文化財関連の補助金・交付金の利用を想定しているが、現時点で国・県の記載がないものについても、継続的に国や県の補助金・交付金の利用やクラウドファンディング等の財源調達方法の検討を進める。

【関係課 省略記号】

学：学校教育課 シ：シティプロモーション課 消：富士市消防本部 防：防災危機管理課 社：社会教育課
 観：富士山・観光課 農：農政課 産：産業政策課 ま：まちづくり課 み：みどりの課 施：施設保全課